

令和3年度 公文書開示（10月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号		
1	R3. 8. 6	R3. 10. 4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3都市政土第31号の2「再開発等促進区を定める地区計画の区域内における有効空地の活用について（晴海地区地区計画（第3地区A街区A2棟A3棟））令和3年度1回目」</li> <li>・ 3都市政土第38号の2「再開発等促進区を定める地区計画の区域内における有効空地の活用について（品川駅東口地区 A-1地区）令和3年度1回目」</li> <li>・ 3都市政土第47号の2「再開発等促進区を定める地区計画の区域内における有効空地の活用について（豊洲二・三丁目地区（9-2街区））令和3年度1回目」</li> <li>・ 3都市政土第61号「再開発等促進区を定める地区計画の区域内における有効空地の活用について（二子玉川東地区（Ⅲ街区））」</li> <li>・ 3都市政土第74号の2「再開発等促進区を定める地区計画の区域内における有効空地の活用について（両国駅北口地区 R3年度2回目）」</li> <li>・ 3都市政土第79号の2「再開発等促進区を定める地区計画の区域内における有効空地の活用について（市谷本村町・加賀町地区（C街区））令和3年度2回目」</li> <li>・ 3都市政土第128号の2「再開発等促進区を定める地区計画の区域内における有効空地の活用について（市谷本村町・加賀町地区（C街区））令和3年度3回目」</li> <li>・ 3都市政土第132号「再開発等促進区を定める地区計画の区域内における有効空地の活用について（新宿六丁目地区（文化・教育地区1）」」</li> </ul> 外10件	131		1												（7条2号）氏名、住所及び電話番号は、個人に関する情報で、特定の個人を識別できると認められるため （7条3号）有効通知活用届に記載された事業者名及び工程表は、事業者の契約に関する内部管理情報であり、公にすることにより、当該法人の競争上又は事業運営上の地位が損なわれるため （7条4号）印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるため。また、敷地内部の状況及び建物の内部の間取りが分かる部分は、公にすることにより、敷地等への不法な侵入等、犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがあるため。 （7条3号又は6号）公になっていない電話番号（内線番号を含む。）は、当該法人に限られた一定の者に対してのみ明らかにしている内部管理に属する事項に関する情報であり、公にすることにより、当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。また、公にすることにより、不特定多数の者から本来の業務目的以外の電話がなされるおそれがあり、職員の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課
2	R3. 9. 24	R3. 10. 6	東京都知事許可第〇〇号 株式会社〇〇に関する以下の書類 （1）令和元年12月27日受付 建設業許可申請書（閲覧対象部分に限る）	19		1												印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の防止に支障を来すおそれがあるため	都市整備局市街地建築部建設課
3	R3. 9. 27	R3. 10. 6	東京都知事許可第〇〇号 株式会社〇〇に関する以下の書類 （1）令和3年9月9日受付 決算変更届出書 第15期（閲覧対象部分に限る）	24		1												印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の防止に支障を来すおそれがあるため	都市整備局市街地建築部建設課
4	R3. 9. 27	R3. 10. 11	都市整備局区画整理課〇〇課長代理からの回答（本年9月22日）に示されている羽村市を含む打合せ（2019年2月20日から2021年9月20日まで）議事録、又はメモのすべて															当該公文書は、実施機関では作成及び取得しておらず、存在しない。	都市整備局市街地整備部区画整理課
5	R3. 9. 27	R3. 10. 11	東京都文京区〇〇1丁目〇〇番〇〇号所在の〇〇に関わる書類一式															（7条3号）管理組合に係る内部管理情報であり、一般に公にすることが想定されておらず、公にすることにより、建築物の適正な管理等事業運営が損なわれると認められるため （7条6号）法人等の内部管理情報である中、公にすることにより、都と都以外の第三者との信頼関係が損なわれ、今後、建築に係る各種協議等が適切に行われず、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため	都市整備局市街地建築部建築指導課
6	R3. 8. 18	R3. 10. 12	平成23年5月31日大鑑第501105024号	※		1												（7条2号又は3号）Ⅷ. 4.（2）A. 積算法、巻末表I土地比準価格及び規準価格の査定中取引事例等の概要は、法人に関する情報であって、当該法人が独自のノウハウで収集・加工して作成した情報であり、公にすることにより、当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。また、当該部分は、個人が所有する土地であれば、個人に関する財産の情報で特定の個人を識別することができるものであるため。法人が所有する土地であれば、法人に関する情報であって、特定の者のみが知る当該法人の内部管理に属する財産情報であり、公にすることにより、当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため （7条4号）印影は、公にすることにより偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の防止に支障を来すおそれがあるため	都市整備局市街地整備部企画課



月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	不存在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号			9 号
12	R3.10.6	R3.10.14	(1) 東京都知事許可第〇〇号 株式会社〇〇 令和3年8月19日受付 建設業許可申請書のうち使用人数 (2) 東京都知事許可第〇〇号 〇〇株式会社 令和3年2月18日受付 建設業許可申請書のうち使用人数 (3) 東京都知事許可第〇〇号 〇〇株式会社 平成29年8月3日受付 建設業許可申請書のうち使用人数 (4) 東京都知事許可第〇〇号 株式会社〇〇 令和元年5月27日受付 建設業許可申請書のうち使用人数 (5) 東京都知事許可第〇〇号 〇〇株式会社 平成29年2月24日受付 建設業許可申請書のうち使用人数	※ 1															—	都市整備局市街地建築部建設業課
13	R3.10.7	R3.10.14	東京都知事許可第〇〇号 有限会社〇〇に関する以下の書類 (1) 令和3年3月29日受付 決算変更届出書 第41期(閲覧対象部分に限る) (2) 令和3年3月29日受付 決算変更届出書 第42期(閲覧対象部分に限る) (3) 令和3年8月17日受付 決算変更届出書 第43期(閲覧対象部分に限る)	39	1					1									印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の防止に支障をきたすおそれがあるため	都市整備局市街地建築部建設業課
14	R3.10.7	R3.10.14	東京都知事許可第〇〇号 〇〇株式会社に関する以下の書類 (1) 令和元年8月23日受付 決算変更届出書 第4期(閲覧対象部分に限る) (2) 令和2年4月3日受付 決算変更届出書 第5期(閲覧対象部分に限る) (3) 令和3年4月28日受付 決算変更届出書 第6期(閲覧対象部分に限る)	56	1					1									印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の防止に支障をきたすおそれがあるため	都市整備局市街地建築部建設業課
15	R3.10.7	R3.10.14	東京都知事許可第〇〇号 株式会社〇〇に関する以下の書類 (1) 令和3年1月26日受付 決算変更届出書 第52期(閲覧対象部分に限る)	17	1					1									印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の防止に支障をきたすおそれがあるため	都市整備局市街地建築部建設業課
16	R3.10.11	R3.10.14	東京都建設業許可台帳(東京都知事許可 令和3年10月11日現在)	※ 1															—	都市整備局市街地建築部建設業課
17	R3.10.11	R3.10.18	区部における都市計画道路の第二次事業化計画 パンフレット	6	1														—	都市整備局都市基盤部街路計画課
18	R3.10.12	R3.10.20	東京都国立市〇〇二丁目〇〇、〇〇の一部、同番〇〇、同番〇〇における建築基準法旧法第43条第1項ただし書許可に関する道に関する協定図	1	1														—	都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第一課
19	R3.8.26	R3.10.22	令和2年6月9日付2都市建企第263号「重要な文書の廃棄について(建築企画課)」 令和2年6月16日付2都市建企第279号「文書廃棄について」 令和2年6月17日付2都市建企第299号「文書の廃棄について」	※ 1															—	都市整備局市街地建築部建築企画課



月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号		

表の見方

<決定区分>

- ・開示、一部開示、非開示(開示しない)、不存在(文書が存在しない)、存否応答拒否(文書があるかないかを明らかにしない)のうち、該当する項目に「1」を記入しています。

<(根拠規定) 条例7条>

- ・一部開示及び非開示について、条例7条各号のいずれを根拠として非開示としたのかについて、該当する項目に「1」を記入しています。

<公文書の件名>

- ・特定の個人名、法人名、またそれらの特定に結びつく可能性のある情報は〇〇と表記しています。
- ・決定区分が存在しない場合や存否応答拒否の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合があります。

<公文書の枚数>

- ・光ディスクへ複写し交付している場合は、「※」を記入しています。